

市民活動団体事業補助金に関する事務取扱基準

(目的)

第1条 この事務取扱基準は、市川市市民活動団体事業補助金交付条例（平成27年条例第37号。以下「条例」という。）第1条に規定する市川市市民活動団体事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関して、事務の取扱基準を定め、もって制度の公平、公正かつ適正な運用を図ることを目的とする。

(市民活動団体の行う事業)

第2条 条例第1条に規定する市民活動団体の行う事業とは、市民活動団体が自主的かつ自発的に行うものとし、市と共催して実施するものは含まれないものとする。

(営利を目的とせずの解釈)

第3条 条例第2条に規定する市民活動団体の定義における「営利を目的とせず」とは、条例第4条第1項第2号に規定する「営利を目的としないもの」と同義であり、営利団体のように収益事業そのものが目的ではなく、収益があっても団体構成員へ利益の分配を行なわないことを意味する。

(主たる事務所の解釈)

第4条 条例第3条第1項第1号に規定する主たる事務所とは、団体の事務を行なう場所を意味するものであって、専用の施設を有することが要件ではない。

なお、役員等の自宅であっても、この要件を満たせば条例第3条第1項第1号に規定する主たる事務所に該当する。また、本部、支部の別は問わない。

(規約、会則、定款等の解釈)

第5条 条例第3条第1項第2号に規定する規約、会則、定款等とは、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号。以下「NPO法」という。）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人（以下「NPO法人」という。）においては、NPO法第11条に規定する定款を意味する。

2 法人格を有しない任意団体においては、条例第3条第1項第2号及び市川市市民活動団体事業補助金交付条例施行規則（平成28年規則第1号。以下「規則」という。）第3条に規定する事項を定めるものとする。

（団体の資格要件における準用規定の解釈）

第6条 条例第3条第2項に規定する同条第1項第4号の補助金交付申請書の提出時に「1事業年度以上継続的に活動をしている」との要件には該当しないが、「その設立の経緯等」から、この要件に準ずると市長が認める場合とは、任意団体から新たにNPO法人に変更になった場合など前身となる団体が要件を満たしている、要件を満たした団体が母体となって設立した団体（実行委員会など）の場合等をいう。

（補助金等交付の制約の解釈）

第7条 条例第4条第1項第8号に規定する補助金等交付の制約（以下「制約」という。）は、補助金交付申請の対象となる事業についての制約であり、当該団体が行なう別の事業及び団体の運営に対する市の補助金の交付は、制約とはならない。

2 同一事業について補助金と他の補助金が競合する場合の選択は、団体の任意によるものとする。

3 市の委託事業に該当するものは、補助金の対象外とする。

4 国若しくは県又は民間団体からの補助金は、制約の対象外であるが、これらの交付において当該補助金交付が逆に制約とならないか留意を要する。

（規則で定める分野の実施に係る基準）

第8条 条例第4条第1項第9号に規定する規則で定める分野の事業の実施に係る基準は、次のとおりとする。

なお、補助金の交付を受けることができる事業は、次に掲げる要件を満たすものとする。

(1) 市の税金を使って補助金を出すのにふさわしい事業（市民の理解が得られる事業をいう。）であること。

ア 団体構成員以外の市民が日頃の生活の中で困っていること、心配に感じていること、実現すると今よりもっと暮らしやすくなると思える問題を団体が自主的かつ自発的に解決又は改善しようとする事業で、その効果が市川市民に及ぶと考えられることを要する。

イ 団体の規約、会則、定款等で目的としている内容に合致しており、社会通念上問題のない方法で行われる事業であることを要する。

ウ スポーツ大会、演奏会、発表会等の会員が活動を発表する事業は、市民の観覧又は参加が可能であることを要する。

(2) 事業の実施により目的を達成できる見込みのある事業であること。

事業の目的を達成し、具体的な成果を得るための合理的な方法が計画されていることを要する。

(3) 事業に関する広報活動を行なっていること。

市民参加者を増やすために、チラシ、ホームページ等で事業の周知を行うことを要する。

(4) 事業を適正に行える実施場所が予定されていること。

事業の規模に見合った実施場所又は市民の参加を考慮した実施時期が計画されていることを要する。

(5) 事業実施費用として、補助金以外に収入が確保されていること。

(6) 事業を安全かつ円滑に実施するための人員等の体制が団体内で整っていること。

事業の参加予定人数に応じた人員配置が計画されていることを要する。

(7) 外部から講師等を招聘し報償費を支出する事業は、団体構成員及び事業への従事者を除いて20人以上の市民の受益者が見込まれること。

なお、福祉目的で事業の計画的な運営のため会員制を採用している事業は除くものとする。

(補助対象事業の要件に係る基準)

第9条 条例第4条第2項に規定する「第1条の目的を達成するものとして

市長が特に必要と認める事業」は、次に掲げるところによる。

- (1) 条例第4条第1項第1号に掲げる「市内における事業実施」に係る特例について

事業を市外で実施する場合、近隣市の団体との合同事業を他市で実施する場合、市外キャンプ場での野外活動事業を実施する場合、インターネットを利用した事業を実施する場合等において、条例第4条第1項第3号に掲げる事業又は次号に掲げる事業に該当すると認められるものについては、補助金の交付を受けることができる事業とする。

- (2) 条例第4条第1項第3号に掲げる「市民を主たる対象とする事業」に係る特例について

市のシティセールス若しくはイメージアップとなる事業又は第一義的に市民にとって価値のある情報の提供その他の市民の生活に何らかの形で貢献すると認められる事業については、補助金の交付を受けることができる事業とする。

- (3) 条例第4条第1項第4号に掲げる「団体を構成する者のみを対象とする事業の除外」に係る特例について

次のいずれかの場合に該当すると認められる事業については、補助金の交付を受けることができる事業とする。

ア 適切な事業の実施のためサービスを受ける人が利用会員等の団体の構成員ではあるが、誰でも当該利用会員等になることができる場合

イ 通常区域住民を対象とする自治会が複数の自治会と共同で広く市民のため実施する場合その他の構成員のみを対象とせず広く一般を対象に実施される場合

(補助金交付対象事業を1年度1事業とする規定の解釈)

第10条 条例第4条第3項に規定する「1年度1事業とする規定」に関連して複数年度にわたる事業については、1年度単位で事業計画を作成し、及び実施する場合は、補助金交付対象事業の対象とする。

なお、この場合は、年度ごとに条例第6条に規定する申請が必要となる。

2 目的は同じであるが、異なる方法を用いて実施される事業の場合は、あわせて1事業として申請することができる（例えば、障害者支援を目的としてボランティア養成講座と慰問活動を行う場合などは、1事業として申請できる。）。

（補助対象事業経費）

第11条 条例第5条第1項に規定する補助対象事業に要する経費は、規則別表第2に規定するとおりとする。事業に要する経費とはいえない事務所の賃借料、光熱水費、電話代、事務所スタッフ等の人件費など団体の維持・運営に要する経費は対象としないものとする。

（当該補助対象事業の内容に準ずる内容とする規定の解釈）

第12条 条例第5条第2項に規定する「当該補助対象事業の内容に順ずる内容」とは、申請する事業が変わっても、従前と事業の目的が同じと考えられる場合は、当該補助対象事業の内容に準ずる内容として扱うものとする。

（予算上やむを得ないと認めるときにおける補助金の算定方法の公表）

第13条 条例第5条第4項に規定する「予算上やむを得ないと認めるとき補助金の算定方法」を定めたときの公表は、市公式ウェブサイトへの掲載により行うものとする。

（補助金交付申請）

第14条 条例第6条に規定する補助金交付申請書及び同条第1号、第3号及び第4号に掲げる添付書類については、規則第5条に規定する様式第1号から様式第4号に定めたとおりとする。

2 条例第6条第5号に規定する「その他市長が必要と認める書類」とは、申請しようとする年度の前事業年度の事業報告書の写し、収支報告書の写し等をいう。

3 申請書類は、ボランティア・NPO課のほか、市公式ウェブサイトにより入手できるものとする。

4 申請書類の提出先及び提出に関する相談受付先は、ボランティア・NP

○課とする。

(条件の解釈及び事例)

第15条 条例第8条第3項に規定する補助決定団体(条例第8条第6項に規定する補助決定団体をいう。以下同じ。)に付することができる条件は、事業が報償費を支出する講座等の場合で参加人数を定めるなど事業遂行に当たって条件を付すことをいう。

(公表の方法等)

第16条 条例第8条第6項及び条例第15条第2項に規定する公表の方法のうち、原本及び添付書類の供覧を除く「インターネット」の掲載内容は、概ね次のとおりとする。

(1) 条例第8条第6項に規定する公表に係る掲載内容は、補助決定団体から提出された様式第1号から様式第4号までとする(様式第2号2「申請に係る連絡先」及び3「役員名簿」を除く。)

(2) 条例第15条第2項に規定する公表に係る掲載内容は、補助決定団体から提出された様式第12号及び様式第13号とする。

(軽微な変更の解釈)

第17条 条例第10条第2項に規定する軽微な変更とは、事業の目的及び効果に変更が生じない範囲の変更であって、補助額の増額を伴わないものをいう。

(実績報告書の添付書類)

第18条 条例第15条第1項に規定する実績報告書及び添付書類である市民活動団体事業補助金収支決算書については、規則第11条第1項に規定する様式第12号及び様式第13号に定めたとおりとする。また、「支出したことを証する書類」とは、領収書の原本又は原本を提示した場合の写しをいう。

(補助金の額の確定時の精算)

第19条 原則、確定時において、補助費目間の流用は認めない。ただし、災害その他のやむを得ない理由がある場合において、必要があると認める

ときは、審査会の承認を得て条例第 8 条に規定する交付決定時の補助金額の範囲内で流用することができる。

2 前項ただし書の規定による流用については、費目間、費目数及び金額に係る制限は設けないものとする。

3 前 2 項の規定による流用を行う場合においては、条例第 10 条第 2 項及び規則第 8 条第 2 項の規定により軽微な変更に係る届出を行うものとする。

(偽りその他不正な手段による補助金の交付決定)

第 20 条 条例第 18 条第 1 項第 1 号に規定する「偽りその他不正な手段」とは、虚偽の申請、虚偽の報告、書類の改ざん等をいう。

(補助金の返還における期限)

第 21 条 条例第 19 条第 1 項に規定する市長が補助金の返還を命ずる場合に定める期限とは、条例第 18 条の規定にする取り消しの場合の履行期限をいう。

2 条例第 19 条第 2 項に規定する市長が補助金の返還を命ずる場合に定める期限とは、条例第 8 条第 1 項に規定する補助金の交付決定後、事業終了前に条例第 17 条第 2 項に規定する概算払い請求による補助金交付を受けた団体が、条例第 16 条の規定により確定した支援金の額に基づき、超過分を条例第 17 条第 3 項の規定により精算する場合の履行期限をいう。

(審査会委員の公募)

第 22 条 条例第 20 条第 5 項の規定による市民委員の公募による選定は、市民活動への理解力、熱意等の審査委員としての適性を基準として、提出された応募動機(作文)及び面接に基づいて行うものとする。

2 具体的には、「市川市市民活動団体事業補助金審査会委員市民公募者選考に関する実施要領」に基づき選考するものとする。

(審査会)

第 23 条 条例第 20 条第 1 項に規定する市川市市民活動団体事業補助金

審査会（以下「審査会」という。）において審査する事項は、次のとおりとする。

- (1) 条例第 5 条第 2 項に規定する補助金の交付を受けたことがある事業が、当該補助対象事業に準ずる内容であるか否かの審査
 - (2) 補助金交付申請を行なった市民活動団体が条例第 7 条に基づき条例第 3 条に規定する補助金の交付を受ける資格のある市民活動団体の要件及び条例第 4 条に規定する補助金の交付を受けることができる事業の要件を満たしているか否かの審査（具体的には、団体から提出された様式第 1 号から様式第 4 号までの書類の審査）
 - (3) 市長による補助金交付決定を受けた団体から、事業終了後提出された実績報告等について、条例第 15 条第 1 項の規定に基づき当該事業が条例第 8 条第 1 項及び第 3 項に規定する決定内容、条件に適合しているか否かの審査（具体的には、団体から提出された様式第 12 号及び様式第 13 号の書類の審査）
- 2 審査会に関する公開及び非公開の基準は、「市川市審議会等の会議の公開に関する指針」によるものとする。

附 則

この取扱基準は、平成 28 年 1 月 16 日から施行する。

附 則

この取扱基準は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この取扱基準は、平成 30 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この取扱基準は、令和 3 年 3 月 8 日から施行する。

附 則

この取扱基準は、令和 3 年 7 月 19 日から施行する。